第3回 静岡県企業局工業用水道事業のあり方検討会 会議録

日 時	平成27年9月10日 (木) 午前9時30分から午前11時30分まで
場所	静岡県庁 本館4階 議会403会議室
出 席 者 職・氏名	会 長 田中 啓 (静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授) 委 員 鎌田素之 (関東学院大学 理工学部 准教授) 長谷川卓 (静岡県経済産業部 商工業局 企業立地推進課長) 林 孝久 (日本軽金属株式会社清水工場 工場長) 森谷浩行 (静岡県くらし・環境部 環境局 水利用課長) 増井浩二 (静岡県企業局長) (敬称略、五十音順、企業局長以外) 事務局 天野企業局次長、西谷企業局理事、竹内経営課長、佐藤事業課長、松本東部事務所長、堀井西部事務所長 ほか)
議題	(1) 事業別の健全経営(2) 契約水量と実使用水量の乖離(3) 施設・管路の老朽化対策・耐震対策
配布資料	別添のとおり

開会あいさつ 増井企業局長

おはようございます。大変お忙しい中、本日お集まりいただき、誠にありがとうございます。

前回6月に第2回目の検討会を開きまして、今回が3回目です。今回のテーマでございますが、資料にもありますように、「事業別の健全経営」「契約水量と実使用水量の乖離」「施設・管路の老朽化対策・耐震対策」の3つのテーマとなっており、工業用水道の課題の中でも、根幹をなすものと考えております。

節水技術の進展、水源の転換などにより、ユーザー企業の皆様の水需要が減少しております。ユーザー企業の皆様からは、使用水量に見合った負担にしてほしいとの要望を非常に多くいただいているところでございます。

一方、工業用水道は装置産業であり、施設整備に投資した分を回収する必要があります。 そのため、使用水量が減少したからといって、それ見合でユーザー負担を即軽減するのは、 非常に困難な状況にあるということも、御理解いただきたいと思います。

契約水量と実使用水量の乖離は、企業局にとりましてもユーザー企業の皆様にとりましても、双方に共通する大きな課題となっております。

また、工業用水道の給水開始から概ね50年が経過し、老朽化が進んでおります。平成31年度末には管の約7割が、法定耐用年数の40年を経過する状況になります。実際、静清工業用水道では、平成22年に管の老朽化が原因で二度の大規模な漏水事故が発生しました。今後、大規模更新を迎えるにあたって、財源をどうしていくか、も大きな課題となっております。

このように本日のテーマは、工業用水道の最重要課題であると考えております。時間も前回は1時間半でしたが、今回は2時間を予定しております。委員の皆様方から多くの御意見をいただきまして、工業用水道の抱えている課題を少しでも解決するような道筋をつけたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

連絡事項

(事務局:司会 横地経営課長代理)

本日は、古郡委員が御欠席ですが、事前に御意見をいただいておりますので、各課題の中で御紹介します。

また、今回から田中会長に御了解いただき、別途、県西部地域の工水ユーザー様からも 御意見をいただいております。特に西部地域は累積赤字の解消が大きな課題となっている ことから、御意見をいただきました。こちらの御意見につきましても、各議題の中で御紹 介します。

議事

(田中会長)

先ほど局長からもお話ありましたように、本日3回目ですが、本日の3つの課題は、あり方検討会の根幹をなす重要なテーマであると思います。その意味では、事務局の方からしっかりした説明をお願いしたいと思いますし、是非委員の皆様からは、色々な御意見や御指摘をいただきたいと思います。

それでは、順に進めてまいります。まず一つ目の議題になります。「事業別の健全経営」について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局:竹内経営課長)

経営課長竹内でございます。よろしくお願いいたします。

資料の1ページをお開きください。1つ目のテーマ「事業別の健全経営」です。

「これまでの取組」でございますが、本県の7つの工業用水道事業は、全体では黒字を維持しております。しかしながら、その収益は減少してきており、事業別に見ますと、西部の中遠、西遠、湖西の3つの事業が赤字となっております。地方公営企業の会計基準の見直しがございまして、平成26年度の予算決算から、セグメント別の情報開示が求められております。これまでは工業用水道事業全体で示していたものを、7つの事業別に示すことになりました。企業局ではこれを受けまして、事業ごとに抱える経営上の課題を明らかにし、分析を踏まえた経営改善努力を行っております。平成26年度からは、7つの事業ごとに、ユーザー企業に対しまして、経営状況等の説明と意見交換を実施しているところでございます。特に赤字の累積する事業につきましては、ユーザー企業への丁寧な説明を行い、理解を得た上で適正な料金への改定を行い、経営の安定化を図ることとしております。

2ページをお開きください。上段及び中段の部分は、工業用水道事業における過去5年間の決算の状況を数字とグラフで表したものでございます。また、下段は事業別の損益を示したものであります。静清工業用水道では、平成24年度から料金改定により単年度損益は黒字となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。上段の表は、参考として、累積赤字を抱える事業につきまして、赤字が累積した要因と今後の収支改善見通しについて記載しております。中遠工水におきましては、オイルショックが起き、給水開始当時から平成7年まで契約水量が伸びない状況が続いたことが原因として挙げられます。静清や湖西では、大きな建設改良事業を行ったことが原因と思われます。西遠では、地域の主要産業であった繊維や染色などの水を多く使う企業の撤退など、事業の開始当初から、その後の社会情勢の変化があったことが原因と思われます。また、いずれの事業も、赤字に転落しそう、あるいは転落した時期に、適正に料金改定を行ってこなかったことも原因の一つであります。

下段の「2 課題」であります。赤字工水の赤字を解消しなければならないことが大前提であります。累積赤字の状態では、将来の管路更新のため、内部留保の蓄積ができません。その事業の整備の更新に支障を及ぼすだけでなく、黒字事業を含めた工水全体の経営にも影響を及ぼすことになります。赤字となる原因としましては、先ほどの説明のほか、農業用水や上水道との共有施設である豊川用水や三方原用水等から取水する事業におきましては、利水者として多額の負担金を求められ、これも経営に影響を与える結果となって

おります。

4ページをお開きください。黒字の事業におきましても、今後、経営状況は厳しくなっていくと予測され、これに対する対策が必要であります。また、ユーザー企業の皆様からは、契約水量と実使用水量の乖離について、強い要望があり、これは次のテーマの中で詳細は説明させていただきますが、契約水量は固定的経費である施設整備の投資額を回収する基本料金の基礎となるものであります。契約水量を減量することは、容易ではないと考えます。下段の表ですが、事業別の固定的経費を示したものであり、全体的に固定的経費の比率は高いと思われます。工業用水道事業の経営は、料金収入による独立採算の仕組みをとっているため、撤退した企業の穴埋めを、残った企業が負担することになります。こうした現状は、地方公営企業という枠組みや、制度そのものの課題も出てきているのではないかと考えます。

5ページを御覧ください。「今後の対応」でございます。

「(1)赤字解消に向けた取組」です。赤字が累積している事業につきましては、引き続き健全経営に向けた取組を着実に進めていくこととしております。具体的には、中期経営計画による経営安定化に向けた取組、新規需要開拓、課題解決型タスクフォースによるボトムアップ型のコスト削減等を徹底して進めてまいります。その上で、赤字を脱却できない場合は、各ユーザー企業の理解を得た上で適正な料金改定を行ってまいります。料金の見直しは5年に一度考えておりまして、ユーザー企業との経営状況の共有化を図っていく予定であります。今後も、各工業用水道事業単位で、意見交換会を年1回開催し、経営の透明性を高めてまいります。また、今後、共有施設において大規模な建設改良事業が行われる豊川用水や三方原用水につきましては、他の利水者とともに、引き続き、事業費等の削減を求めてまいります。なお、豊川用水については、割賦負担金がまだ残っていますので、繰上償還についても求めてまいります。

「(2) 黒字の工業用水道事業」についてです。黒字の事業につきましても、修繕工事計画の見直しなど、将来の収支見通しを徹底して行い、健全経営の維持に努めてまいります。合わせて、水道施設更新マスタープランを策定し、将来の水需要を踏まえた施設の計画的な更新を行ってまいります。詳細につきましては、別途「施設・管路の老朽化対策・耐震対策」のテーマの中で取り上げます。

6ページをお開きください。「(3)契約率の低下への対応」です。安定経営のためには、契約率を上げる必要があり、そのためにはまとまった企業群を新たに誘致する必要があります。このため、前回のあり方検討会の「新規顧客開拓」でも取り上げたとおり、各工水の管路に近接する地域への工業団地の整備計画について、各市町の都市計画部門や産業部門と積極的に協議をしてまいります。具体的には、浜松市北部で計画されております第三都田地区工業団地や湖西市の浜名湖西岸地区、静岡市の大谷・小鹿地区などが挙げられます。

「(4)契約水量と実使用水量との乖離の問題」です。料金単価を上げないで契約水量を減量することは、企業局にとっては、給水収益の減少となり、ひいては、固定的経費の回収ができなくなるおそれがあります。二部料金制の導入につきましても、料金単価を変えない場合には、同じ結果になります。このため、契約水量の減量や二部料金制の導入にあたっては、料金値上げを伴うことになりますが、減量を希望しないユーザーの皆様にとっては、単なる値上げになってしまうため、ユーザー企業各社の合意が必要であると考えます。なお、詳細は別途「契約水量と実使用水量の乖離」のテーマで取り上げます。

7ページを御覧ください。「(5)制度の見直し」です。給水収益による独立採算という工業用水道事業の経営の仕組みは、水が大量に使用され、収益が安定していることが前提となっており、現在のように工業用水の需要が減っていく状況では、経営が成り立たないおそれがあります。一方、工業用水を適正な料金で安定的に供給することは、本県経済を支えるユーザー企業の皆様の競争力を維持し、活力ある地域を創り上げていくためにも必要であります。このため、産業振興の観点から、国庫補助制度の一層の充実を求めていくほ

か、国の定める繰出基準などについて、国や庁内関係部局等、事業の経営の実態を踏まえたあり方について協議をしてまいります。全国の工業用水の事業者の意見も必要と思われるため、地方公営企業の全国組織である地方公営企業連絡協議会等におきましても、課題の共有、それから課題の解決に向けて、積極的な提案を行ってまいります。さらに、経済産業省の産業構造審議会の工業用水道政策小委員会におきましても、地方公営企業の委員を通じ、具体的な解決策を提案してまいります。説明は以上です。

(田中会長)

ありがとうございました。ただ今説明ありました内容について、御意見等ありましたらお願いします。

(林委員)

セグメント別の決算が明らかになり、我々にも工水の財政状況が良く分かるようになりました。民間でもコストダウンを考えるときには、小さなセグメントに切り分けて、色々なところと比較やベンチマークしながら、発想していくのですが、企業局の内部では、さらに細かいセグメントで把握しているのでしょうか。

(事務局:竹内経営課長)

我々のところは、今は7つの事業でセグメントを組んでおり、それ以上細かくはしておりません。今年度から、それぞれの事務所や支所単位での経費について、前年度同月や前月と比べることにより、事務所単位で経費節減に向けた取組を始めております。

(林委員)

検討会での御説明をユーザーとして聞いているのですが、料金改定そのものは不可避だという感じは受けます。そうしますとユーザーとしては、企業局の中でどういう努力をされているのか、どういうコストの把握の仕方をして努力されているのか、その結果はどうなのか、どうしても説明を求めざるを得なくなると思いますので、その辺の把握と情報開示について、お考えくださればと思います。よろしくお願いします。

(田中会長)

ありがとうございます。契約や料金改定ということになりますと、今まで以上に透明性が問われると思います。林委員の御発言は、できる限り努力してほしい、細かい資料をき ちんとチェックして、それを示した上で説明をお願いします、という趣旨であったかと思います。

(増井委員)

今回、湖西の料金改定をいたしましたが、提案してから約2年を要しました。当初はユーザー企業の皆様からも色々な意見が多くありましたが、丁寧な説明を心がけて、情報も全て出して、1社1社に御理解をいただいて、料金改定に至りました。料金改定をお願いする以上は、丁寧な説明が必要と考えておりますので、今後も透明性の確保に努めてまいります。

(田中会長)

関連して私から質問です。工業用水道事業全体は一本ですが、細分化すると7つの事業になり、それがセグメントだと思います。原則としては7つそれぞれで収支が均衡するのが大前提だと思うのですが、現在そうであるように、どうしても局面によっては黒字赤字が出てきます。赤字を他が埋める、という局面について、何か原則であるとか、経営の対応方針がありましたら、御紹介いただきたいと思います。

(事務局:竹内経営課長)

まず単年度収支が赤字になっても、資金がある場合はいいのですが、先ほど説明した累積赤字がある事業は、資金も赤字であります。そうなりますと、設備投資をするにも、自己資金が無いため、100%借金となります。100%借金なので支払利息が更に増え、赤字が余計膨らんでいくことになります。工業用水全体では内部留保も現在50億近くありますので、資金の無いところには、全てではありませんが、内部留保から少し貸します。ある程度は当然借金もして、支払利息は負担いたします。利息負担のルールは企業局内部で作り

ました。具体的には、企業債を借りるときは、資金のないところは75%の借金をする。黒字のところは50%の借金をする。全く借金無しということになりますと、その時々で負担をされるユーザーの皆さんが今までずっと長く貯めてきたものを一気に吐き出してしまい、またそれが少なくなると将来の借金が多くなります。世代間で不公平ということもあり、基本的には50%を基準にしていますが、赤字のところについては、少し厳しく75%という形で対応しております。

(田中会長)

はい、分かりました。単純に黒字のところから赤字のところに回すのではなくて、内部 留保を貯めておいて、一時的に赤字のところが借りて、いずれお返しすると。長い目で見 るととんとんであることを目指している、という理解ですね。

ありがとうございます。その他に御質問ありますでしょうか。

(鎌田委員)

最後の制度の見直しのところで、いくつかお書きいただいているのですが、書きぶりを見ると、中々具体的なところが進んでいないのかなと感じます。特に、先ほど林委員もおっしゃられたように、値上げをする際、中でできることと、外に働きかけないといけないことがあると思うのですが、最後に書かれているような、経済産業省への働きかけや、他県の工業用水道との情報共有、課題共有が具体的にどのあたりまで進んでいて、今後どういう提案をしていくのか、具体的な案がありましたら、教えていただきたい。

(事務局:竹内経営課長)

まず経済産業省に対しては、記載のとおり国庫補助金が事業費に対して22.5%という補助率で、例えば水道事業等に比べますと低い率になっています。そのため、現在、補助制度の拡充をお願いしております。また、我々から見ると厳しい話ですが、今経済産業省では、複数年にわたることが多い建設改良事業に対して、単年度ごとに補助する制度にすると聞いております。今までは長期の計画を認めた上で、3年や10年というような形で一定期間の補助を認めていただいていたのですが、これからは単年度で要求することになります。今年は補助があるが来年はないという制度になりつつあると聞いていますので、従前のやり方、あるいはもっと良いやり方がないかということで、お願いをしております。これにつきましては口頭の要望であったり、「静岡県の要望」という形で冊子にして、省庁に要望活動を行っております。また、本年度は静岡県企業局長が、地方公営企業連絡協議会の会長でございます。そういうところで工水事業の管理者の皆さんの御意見を聞き、静岡県と比べて他県がどうかということを含めまして、意見を調整していきたいと考えております。

(増井委員)

今の件につきまして、補足させていただきます。

まず経済産業省への要望でございます。経産省の産業構造審議会の工業用水道政策小委員会の議事録がホームページに載っております。それを拝見しますと、委員の中に他県の企業局職員も入っておりまして、繰出基準の話をしております。今事務局からも説明がございましたが、工水の場合は、国庫補助率が22.5%だけです。総務省の一般会計繰出基準というのがあるのですが、工水の場合には消火栓にかかる繰出ししか認められておりません。水道の場合には、補助率が33.3%の国庫補助があって、それと同額の一般会計からの繰出しが認められております。本県の場合も、水道は一般会計からの繰出しをいただいております。上水道に比べて、公共性という意味の認知がまだ弱いのではないか、ということを、小委員会で企業局の委員の方が発言しております。そのような認識が経産省に届いていないのではないか、と思っております。工水の公共性については、小委員会の委員となっている企業局の方からも発言してもらって、経産省の認知度を高めてもらうことも必要ではないかと思っております。

もう一つの地方公営企業連絡協議会でございますが、昨年から本県が会長を務めております。会員は、工業用水道事業、水道事業、あるいは電気、エネルギーと様々な分野を扱

っております。今まで他県の状況が分かりにくいという状況でございました。先日も東京で協議会が開かれまして、会員の皆さんと個別に色々と話をする中で、他県の方も個別に工水の課題を持っていると感じました。是非とも全国の協議会の場で、工水を扱っている会員を中心に、議論やお互い情報交換を行いたいと考えており、これから働きかけをするところであります。

(事務局:天野次長)

次長の天野でございます。具体的にどのような制度見直しをしているかについてです。経産省には、工業用水道の施設整備にかかる国庫補助を所管しております産業施設課という部署がございます。それから繰出基準は総務省が所管しております。国の概算要求が出る前の7月に、私と企画財務班長で両省へ伺いまして、経産省に対しては、本省の担当課長に直接お話をし、現在の状況を踏まえて、国庫補助制度をより充実したものに、ということで具体的な提案をしてまいりました。総務省につきましても、繰出基準で認められたものについては交付税が措置されます。地方財政に与える影響も違ってまいります。国の産業構造審議会工業用水道小委員会にも、この繰出基準を問題にされている委員がいらったます。愛知県や熊本県の地方公営企業の代表者の方が問題提起されているわけです。ですからこの点につきましても、総務省の審議官と担当の公営企業課長に、このお話をしてまいりました。したがって、全国の公連協の会長が今静岡県の企業局長がなっておりますので、こうした声を少しでも国のほうに届けて、制度の見直しに近づけていけるように努めてまいりたいと思っております。

(田中会長)

協議会の会長の任期は何年でしょうか。

(増井委員)

2年です。

(田中会長)

本日、古郡委員が欠席なのと、西部のユーザー企業の方からお話を聞いていただいているとのことですので、1番目のテーマについて、御意見等あれば御紹介いただきたいと思います。

(事務局:横地経営課長代理)

古郡委員からは、

- ・工業用水道事業ごとに健全経営を目指す方針については、合理的で実態に即した適切 な対応が期待される。
- ・総合的に見て、これまで企業局が行ってきた取組は、その役割と目的に対して、可能 な限り対応してきたといってよい。当面は、その継続とより効果的な事業の実施に邁 進されるとともに、ユーザーの理解を得られるよう努められたい。

という御意見です。次に、西部の工水ユーザー企業様からの御意見です。

- ・静岡県内の個別事業体で、経営収支が成り立っていない事業体があることは課題である。
- ・公共事業としての側面からも、ユーザー負担以外からの新たな財源確保等の検討を希望する。
- 7つの事業体が課題を共有して一つになり改善するとともに、国、県の御協力をいた だいて対応すべきと考える。

以上、いただいた意見でございます。

(田中会長)

ユーザー企業の方からいただいた意見は、直前で説明いただいたことと関連しているのかなと思います。

古郡委員は、現状認識を示されているようですが、基本的にはこれまでの事務局の取組を評価されて、それを一層がんばってほしい、というニュアンスではないかと思います。 その他にいかがでしょうか。 先ほどの件について、重要なので再度確認しますが、一般会計から工業用水道事業会計への繰出しが今は非常に厳格に制限されており、消火栓をつけるときだけということです。ただ、それは局長などの説明によると、経産省が十分に実態を認識していないから、という点もあるのではないかということです。あるいは、自治体レベルの連携によって、いろいろ働きかけて、もしかしたら若干変えられるかもしれない、ということです。それは、何か手応えを感じていらっしゃるのですか。

(増井委員)

実際、繰入の制度を作っているのは総務省です。元々この工業用水道は、国庫補助が22.5%で、残りは全て利用者負担というのが大原則です。企業活動により利益をあげる、ということで、そこから料金をもらい経営していくというのが制度です。一方、水道事業は、3分の1国庫補助が入り、3分の1一般会計からの繰入が入り、残りの3分の1をユーザー負担という仕組みになっております。やはりそこは水道事業が広く住民全体に行き渡る事業であり、公共性が非常に高いということで、こうした違いになっていると思っております。ただ、その制度を作ったときと現在を比べて、企業の公共性という意味が少し変わってきている、と感じているところです。地域経済の活性化とか、あるいは雇用の関係とか、いろいろな面で企業の果たしている役割は大きいので、もう少し公共性という部分が認められてもよいのではないかと感じております。経産省の小委員会の委員である地方の企業局の代表の方も同じような趣旨を発言しております。経産省でも、更に議論をしていただきたいと思っております。議事録を読みますと、これまでは議論をあまりしていなかったのではと感じているため、今後より議論を深めていただければと思っております。まだほんの入り口という段階です。

(田中会長)

地道な努力になるかもしれませんが、是非よろしくお願いします。

(事務局:竹内経営課長)

国の補助金ですが、対象は工事を行うときの費用、建設改良事業でございます。通常の運営経費は対象外です。

(田中会長)

先ほどの話ですと、今は単年度ごと査定するように厳格になっているわけですね。 その他いかがでしょうか。

一点確認したいのですが、資料2ページの下に事業別の推計があります。併せて3ページの表の説明を読んでいくと、中遠と湖西は直近赤字ですが、今後黒字化する見込みであると書いてあり、静清は今後赤字化と書いてあります。これは、赤字や黒字に転換してから、どの程度それが安定的に推移すると見ていらっしゃいますか。

(事務局:竹内経営課長)

静清工水も平成24年度からの料金改定により黒字になりました。静清工水は大規模な漏水があったため、向こう11年をかけて40億円強の工事をやっております。現在は黒字ですが、平成29年には再び赤字になる見込みです。要するに、工事が進みますので、減価償却費が増え、支払利息も増えてまいりますので、また赤字に転落してしまうということです。こちらにつきましては、赤字になりそうになりましたら、黒字化をお願いしたいと、協力会の皆様と協議をしているところでございます。

中遠工水につきましては、基本料金が26円ですが、実は3分の2のユーザー様が26円ではなく、もっと安い金額で始められていたので、5年間かけて全ての皆さんを26円に統一するという方向でやっております。平成30年には黒字化し、それ以降は黒字が続くと考えています。

湖西についても同様で、今回料金が改定になりました後は、平成30年に黒字化し、それ 以降につきましては黒字が続くと考えております。

西遠については、現在赤字です。さらに、今後取水をしております三方原用水の大きな改修工事がありまして、ユーザーの皆様にまた負担をお願いしなければなりませんので、

その負担と併せて、単年度の黒字となるように料金改定をお願いしていきたいと考えております。

(田中会長)

ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。よろしければ、次の議題にいきたいと思います。

それでは、次に「契約水量と実使用水量の乖離」の説明をお願いします。

(事務局:竹内経営課長)

8ページをお開きください。「契約水量と実使用水量の乖離」でございます。

「これまでの取組」でございます。工業用水道事業は、ユーザー企業の希望する水需要に対応して施設規模を決め、設備投資を行っていることから、企業局としては、原則として、契約水量の減量には応じておりません。一方で、産業構造の変化や、地下水への転換、節水技術の向上等によりまして、使用水量が減少し、契約水量と使用水量の乖離が拡大することに対して、ユーザー企業の皆様から、実使用水量に見合った料金の負担を求められております。企業局では、実使用水量に応じた負担要望にできる限り応えるため、経営に大きな影響を及ぼさない範囲で、二部料金制の導入や契約水量の見直しに取り組んでまいりました。富士川と東駿河湾につきましては、責任水量制に加え、平成24年度から二部料金制を導入しましたが、当時の料金の範囲内で、新しい料金を設定しましたことから、結果的に黒字幅を削る形となりました。9ページ(3)アにありますとおり、結果的には2億1千2百万円ほど減収となっております。いずれも、富士川、東駿河湾が大きく黒字を出していた頃であり、例外的な取扱いでありました。

引き続き9ページを御覧ください。(1)は平成25年度と10年前の平成16年度の工業用水道事業の状況であります。契約水量では、10年間で4分の3になっております。使用水量については、3分の2の状況になっております。(2)については、料金制度の説明でございます。

10ページをお開きください。「2 課題」であります。工業用水道は装置産業であり、その整備には多額の投資が必要であります。投資額は、減価償却費を通じて長期間にわたって料金によって回収される仕組みであり、その投資規模の基礎となるのが契約水量となることから、使用水量が減少したとしても、直ちに契約水量を減量することはできないという状況にあります。契約水量の減量は、料金単価の上昇につながるため、使用水量が少ない場合と、契約水量まで満量使用している場合とで、ユーザー企業の間で負担割合の不公平が生じてまいります。

11ページの上の(2)を御覧ください。契約水量の減量と料金単価の上昇の試算をしておりまして、その仕組みを示してございます。この例では、減量しない場合、事業所Cは、ただ負担が増えてしまう状況になってしまうことから、先ほどの不公平が出てくるのではないかと考えます。このため、契約水量の減量には、ユーザー企業各社の意見調整が必要になります。

次に、二部料金制の導入についてですが、現在責任水量制である静清、西遠、湖西では、固定的経費の割合が高いことから、ユーザーの皆様から見てもあまりメリットがないと考えております。また、柿田川工水につきましては、契約水量と使用水量にあまり差がないため、導入のメリットはないと考えております。また、二部料金制を導入している富士川、東駿河湾においても、基本料金単価と使用料金単価の割合を変更してほしいという希望も出ておりますが、そもそも基本料金単価は、固定的経費の回収のためのものであるので、経費の変更がない限りは、使用料金と基本料金の間で料金の割合を変えることは、基本的には困難であります。

10ページの下段の(1)は、先ほど4ページに出ていました再掲であります。

11ページの下、「3 今後の対応」であります。二部料金制の導入拡大につきましては、今申し上げました理由から、難しいと考えております。また、減量については、料金単価が上がるということが前提としてありまして、ユーザー企業間の不公平が生じないように、

ユーザー企業間での協議・調整が必要であります。このため、減量と単価上昇について、まずユーザー企業で構成されます工業用水道協力会などが中心となって、全体の意思疎通を図っていただき、各ユーザー企業間で協議・調整していただいた上で、企業局と協議を行いまして、具体的な減量幅や料金単価の上昇幅を決めていくことも可能であります。契約水量の減量と、料金改定の協議は容易ではありませんが、ユーザー企業各社と企業局がそれぞれ工夫を凝らしながら、より良い結論を目指して、双方真摯に協議・調整に努めてまいりたいと思っています。以上であります。

(田中会長)

ありがとうございます。それでは、ただ今の内容につきまして御質問、御意見ありましたらお願いします。

(林委員)

質問です。二部料金制の場合は、費用のうち固定的経費の部分を基本料金にして、変動 費部分を従量制にするのでしょうか。

(事務局:竹内経営課長)

その通りでございます。

(林委員)

そうしますと、富士川と中遠については、変動費部分は料金的には小さいという仕組み になるわけですか。

(事務局:竹内経営課長)

そうです。具体的には、変動費の中身というのは、ポンプを使って水を送ることによって発生する動力費や、あるいは、水が濁った場合に薬品を入れて濁りをとる薬品費が、主なものになります。他に少額のものもありますが、基本的にはその二つが変動費の内訳になります。

(林委員)

先ほどから工業用水の仕組みそのものについて、企業局から言及されて、なかなか時代に合ってない部分もあるとのことですが、料金についてはなかなか難しいと思っています。例えば、私ども今、毎月40万㎡の水量で契約していますが、使っている水量は毎月30万㎡程度です。工場の中で、将来従量制になった場合にどこまで減らせるかという試算をしたところ、だいたい20万㎡くらいとなりました。どこの企業さんもたぶん同じ状況だと思います。使っている水量は大小ありますが、最新の技術を使えば、率としては半分にできるということです。こういう状況の中で、やはり企業局の収益をどうやって確保していくのかという問題があり、最近の技術動向と今の仕組みがマッチしていないなと感じます。では、どうしたらいいのかというのが非常に難しい問題で、ウルトラCの解決策を提案できないのですが、実際に水を使う立場としては、そういうことを強く感じます。意見として申し上げます。

(田中会長)

何かコメントございますか。

(事務局:竹内経営課長)

資料のとおり、静清工水は固定的経費の割合が98.9%ということで、残りが変動的経費です。二部料金にしますと、変動的経費の1.1%の部分で減らした分がどのくらい節約につながるかというところですが、実際に静清工水は自然流下で流れており、安倍川の水が非常に綺麗でほとんど濁ることがないため、薬品費もあまりかからないことから、変動的経費の割合が少なくなっています。

減量、いわゆる契約水量を下げるという形においては、料金が変わります。他県の事例で申し上げますと、5年ごとに契約水量を見直すということをやっている県もございます。向こう5年でどれくらいの量を使うのか、皆さんから希望の契約水量をいただきます。全体水量が決まりますので、例えば、今よりも水量が5割減ると単価は倍になります。つまり、5年ごとに料金が大きく上下動するという結果にもなります。ただし、その5年間は、

ユーザーの皆さんは満足度が高く使えるということですが、反面、運営する側も使用する側も長期的な経営の見通しが立たないということにもなりかねませんので、我々としては今の形をとらざるを得ないと考えています。減量の大きな機会としましては、一つは、料金の見直しのときがあります。あるいは、減価償却費が大きく下がるとき、例えば、管路ですと40年の減価償却ですが、40年経ってもあと20年くらいは状態が良ければ使おうと考えておりますので、そういった減価償却費が大きく下がるときには、固定的経費が下がるときでもありますので、契約水量が下げられるのかなと思います。ただ、新たに更新をすると減価償却費はまた増えてきてしまいますので、その際には、単価を上げることになります。いずれにしましても、ユーザーの皆様と協議をしながら、どうやっていくのかというのを考えていきたいと思います。

(田中会長)

なかなか難しい状況にあると思います。企業サイドから御覧になると、経営努力で使用 水量を減らしても、それがコストに全く関係ないというのは納得できないというところが あると思います。しかし、それが制度上難しいというのが先ほどの説明である程度分かり ました。

(鎌田委員)

差し支えない範囲でよろしいので教えていただきたいのですが、今半分までできるとのことでしたが、コスト計算とか具体的にされているのでしょうか。

(林委員)

単価が出ていますので、掛け算すれば分かりますけれど、億単位で払っているお金が、 半分になるということです。

(鎌田委員)

それは例えば、新たに装置を入れるとかですか。

(林委員)

そうですね。仮に年間5千万円減るとすれば、10年償却で考えれば、5億円の設備まで作れるわけです。そういうことを、民間はいつも考えておりますので、そういうことが、やはり既存の仕組みとマッチしていないということがよく分かりました。そういう状況です。

(鎌田委員)

あともう一点。最後のページに、ユーザー間の調整は、協力会でやられているということですが、具体的にどれくらい企業さんがそこに参加されているかという状況は分かりますでしょうか。

(事務局:竹内経営課長)

基本的には、7工水のうち、協力会があるのは5つで、2つは協力会がありません。また、協力会によりまして、活動や調整機能に差があるのも現実です。林委員がいらっしゃる静清工水の協力会は非常にしっかりされておりまして、我々の説明に対しまして、ダメな部分はダメ、と意見をしっかり言っていただけるようなところもございます。協力会には実際、殆どのユーザーが入っていらっしゃいますが、中には入らないユーザーもございます。以上であります。

(鎌田委員)

どこまで機能しているのか気になったのでお伺いしました。

(事務局:天野次長)

実際に、協力会の方で話し合いをしていただき、単価をどれくらい上げられるか、という調整をした例がございます。それは今課長が話したように、協力会が比較的しっかりしたところです。別の工水でも要望を受けて、私や経営課長が直接回ってお話させていただいたこともあります。ただ、なかなか調整が難しい点があります。企業局が入りますと、他のユーザー企業がどれくらいの水の量を使っていて、どれくらいの余裕があるのかというのをお話しすることができません。結局は皆様方でお話しする場を持ちましょうかとい

う話になってしまいます。要望が強ければ強いほど、協力会などを中心とした協議の場が 必要なのかなと考えております。

(田中会長)

ユーザー企業間で調整をしていただければ、企業局としてもある程度、それをサポート しやすくなるということでしょうか。

(事務局:天野次長)

そうです。この企業は、実際は過去の経過を見ると、このくらいの使用率だということは分かりますが、それを企業局側から他の企業にお話することは非常に難しい。協力会などで、ユーザーの皆さんの要望が強い場合に、調整をやっていただける体制作りができればと思います。

(田中会長)

協力会で調整するにしても、企業ごとにどういう状況かというのは、企業局からデータ を出さない限りは、なかなか議論は進まないと思います。

(事務局:竹内経営課長)

例えば、「減量しない場合はこの単価です」「全体を5%減量したらこれくらいの単価になります」というように、5%刻み等でお示しすることはできます。その中で皆さんが、多く使っている企業も、あまり使っていない企業も含めて90%までなら減量して、それにより算定された単価で了解されたとなれば、それでお話を進めていただくことができます。御希望があれば、我々の方はもっと細かいシミュレーションをすることもできます。料金と水量の関係をしっかりお見せすることによって、皆さんが自分の会社だったらどこまでは減量を認められるか、考えられるのかなと思います。我々はそういう準備をしております。

(鎌田委員)

うまくいっていない工水には、うまくいっている工水の事例を提供するなりして、協力会の方から働くような、働きかけを具体的にやられた方がいいのかなと思います。事情はよく分かりました。そのあたりの努力も是非いただけたらと思います。

(田中会長)

他にいかがでしょうか。先ほどと同様ですが、古郡委員とユーザー企業の御意見等ありましたら、紹介をお願いします。

(事務局:横地経営課長代理)

それでは御紹介いたします。古郡委員からでございます。

- ・契約水量と実使用水量の乖離について、需要側供給側双方の立場で合理的な方針を持って解決することはほぼ不可能ではないか。
- ・契約更新期間を設けるとか、違約・賠償制度を設けるとかすれば、理屈の上では対処ができるが、現実的ではなく、相互理解に努めるしかないと考える。

次に、西部の工水ユーザー企業からです。

- ・契約水量と実使用水量の乖離が大きいのは、企業内の合意が得られにくい。
- ・乖離の是正に合わせ、ユーザー目線での選択肢の多い料金体系等の検討を希望する。
- ・改善努力、節水したことが適切に評価できるよう、責任水量制に関わらない検討が必要と考える。

以上です。

(田中会長)

古郡委員は、かなり厳しい認識を示しておられますし、またユーザー企業さんから少し 具体的なお考えを示されていますが、これについて企業局の方から何かお答えがある方は いらっしゃいますでしょうか。

(事務局:竹内経営課長)

工水ユーザー様の意見の中に、乖離の是正に合わせてユーザー目線での選択肢の多い料金体系を検討してはどうかとありました。我々もユーザーの皆さんとお話をすると、例え

ば、それぞれユーザーごとに料金体系があってもいいのではないかというようなお話も実際にはございます。そうすることによって、例えば、少なく使う所は単価が高くなりますが、多く使うような所は安くできるのではないかというようなことも伺います。しかし、工業用水は、経産省から料金算定に係る指針が出ておりまして、基本的には同じ時期に作った同じ施設で供給する同じ水においては、差別的な料金を設定してはいけないとなっております。いわゆる一工水一料金というのが原則であると謳われております。例えば、ユーザーさんが100あり100の料金がある場合、皆様に料金の見直しをそれぞれお願いしていくのは、100通りの捉え方があることになります。ある企業は良い、ある企業はダメだというような形で、なかなかその作業が進みません。実際に中遠工水は、6段階の料金があったため、30年間料金の改定ができなかったということもございますので、我々としましては、単一の料金でこれから皆様の希望にできる限り応えていきたいと考えております。以上です。

(田中会長)

料金体系を広げること、オーダーメードが一番企業サイドは良いのでしょうが、現実問題としては、公平性や手続きの煩雑さ等から、難しさがあることはなんとなく分かりました。ただ、工水ごとに選択肢は、あってもいいのではないかと思います。「これか、これしかない」のではなくて、もう少しその地域に合った料金体系のあり方というのを、もし考えつくのであれば、提案していただきたいなと思います。古郡委員は、ほとんどこれは難しく解決策がないと言ってらっしゃって、現実的にはそういう認識なんだろうと思うのですが、違約・賠償制度というのは、当初の契約を守ってもらうための仕組みとして今ここに挙がっているということでしょうか。

(事務局:竹内経営課長)

我々のところは契約水量の減量は、基本的にはできませんということを原則としております。当初の契約をどうしても守ってもらえないのならば、いわゆる係争によれば判断がつくのだろうという御意見だと思います。しかし、我々としては、ユーザーの皆さんあっての工業用水道ですので、そうしたことにならないように御理解を求めながら、できるところは可能な限り、実現してまいりたいと考えております。以上です。

(田中会長)

お互い係争は避けたいということだと思います。ですから、古郡委員もなるべく話し合いで解決していくべきであるという意思であると思います。他に何かありますでしょうか。ここは特に本日でも重要なポイントではあると思うのですが。ある程度、最後の部分で「今後の対応」という項目があり、企業局の考え方が見えてきてはいるわけです。もし、皆さんの方からここに無いような御提案ですとか御意見があれば、是非言っていただければ、最後の提言書に盛り込んでいただけると思います。私は全くアイディアが浮かばないのですが。

(事務局:竹内経営課長)

先ほど申し上げました、5年に一度契約水量を全体で見直すという方式を採っておられる事業体もございます。減量と料金につきましては、我々の考えを押しつけるのではなく、他県で非常にうまくいっている例があるかもしれませんので、参考にしていきたいと思います。先ほど会長からも言われましたように、ユーザー様個別ごとに料金を変えるというのは困難ですが、ユーザーの皆様が全体として納得していただけるならば、事業ごとに料金体系を変えるというのも可能だと思いますので、そういった研究は続けていきたいと考えております。

(田中会長)

もちろんユーザー企業さんの方でも研究していただいて、こういった料金体系はどうか といった提案をしていただいても構わないということですね。

その他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の議案に入りまして、 また最後に何かありましたらお願いします。それでは、最後の議題になりますが、「施 設・管路の老朽化対策・耐震対策」について説明をお願いいたします。

(事務局:佐藤事業課長)

「施設・管路の老朽化対策・耐震対策」であります。13ページをお開きください。

本県の工業用水道はいずれも建設から40年以上が経過し、更新時期が迫っております。下のアの表の通り、平成31年度末には71.2%の管路が法定耐用年数の40年を経過することになります。老朽化対策として、企業局は長期修繕改良計画に基づき、計画的に更新事業を実施してきました。現在の計画は第四期にあたり、アセットマネジメントの考え方に基づき、施設の長寿命化を図りながら、更新時期の平準化と費用の最小化を図ることとしております。また企業局独自の更新基準年数を基準に、実際の管の状況を踏まえ更新の実施を判断することとしております。

14ページの上の表は、第四期における建設改良計画の概要ですが、平成26年度から平成35年度までの合計は173億円の経費を要する計画です。耐震対策につきましては、平成23年に発生した東日本大震災後、県の第四次被害想定を踏まえて、従前の耐震計画を見直し、現在の第3期耐震計画を策定しました。耐震対策指針の重要度ランクが変更され、対策が必要となった施設が追加され、平成35年度までに全体の71.7%の耐震化を完了する予定です。

15ページのイが計画の概要ですが、平成26年度から平成35年度まで合計24億円の経費を要する計画となっております。現在、全体管路延長は373.9kmのうち130.1kmが耐震管路で、耐震化率は34.8%となっております。管路につきましては、更新時に耐震性のある管を布設することで耐震化を行っております。本年3月26日に開催した第1回のあり方検討会の資料では、耐震管路延長に耐震性能を満たすと評価される良質地盤におけるK形継手のダクタイル鋳鉄管の延長を含まず、耐震化率を17.0%と表記しました。3月26日の質疑ではこの点を御説明しましたが、今回の資料では該当する延長58,747mを含めた耐震管路延長に修正し、時点も平成26年度末に更新して耐震化率を34.8%としております。

16ページをお開きください、「2 課題」です。老朽化対策、耐震対策のいずれも計画的に着実にする必要があります。合わせて、施設の更新については、将来の水需要を踏まえた合理的な計画が必要です。そしてこれら事業の財源確保が重要な課題となっております。

「3 今後の対応」について、最初に「(1)「水道施設更新マスタープラン」の策定」についてです。マスタープランは、静清及び湖西を除く5事業について、表のスケジュールのとおり策定中であります。策定に当たっては、使用水量の減少により施設能力と給水量が乖離している現状を踏まえ、適正な施設規模への更新となるよう、ユーザーに将来希望受水量の調査を実施しております。また、専門委員会を設置し、学識経験者などから専門的知見での御意見を伺いながら、作業を進めております。

「(2)耐震化の着実な推進」については、対象施設について着実な推進を図ってまいります。

最後に「(3)老朽化・耐震化対策の財源確保」です。工業用水道の国庫補助金は経済産業省が所管しておりますが、経産省に対し国庫補助採択を積極的に働きかけ財源確保を図ってまいります。財源には、国庫補助金のほか、自己資金と借金がありますが、赤字の事業について不断の経営改革により赤字の解消を図り、更新財源を備蓄してまいります。また総務省の指導により、長期的な経営の基本計画である経営戦略を、平成28年度を目途に策定いたします。経営戦略では、更新費用にかかる投資と財源の試算をすることとなっておりますが、施設・設備の長寿命化、投資の平準化、ダウンサイジングなどによる投資試算と料金見直し等による財源試算を行い、収支の均衡が図られるよう検討をしてまいります。18ページを御覧ください。「(4)ソフト面での防災対策の強靭化」でございます。東日本大震災においては、被災した企業の早期事業復旧など、大きな課題が残されました。企業局では今年度、工業用水道のユーザー企業と連携し、BCPに基づく情報伝達・応急復旧対応の訓練を実施しました。発災時の、特に初動体制について、情報の共有が図られることが重要となってまいります。ソフト面における防災対策の一層の強靭化にも取り組んで

まいりたいと考えております。以上です。

(田中会長)

ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問等をお願いいたします。

(林委員)

質問です。17ページの一番上のところに、学識経験者の委員会からアドバイスをもらったと記載がありますが、これは当初予定していた費用と比較してどれくらい効果があったのでしょうか。今後、専門家の意見や、さらに最新の工法ですとかいかがでしょうか。例えば、チューブインチューブというようなやり方もあると思いますが、最新の低コストで且つ長く持つような工法について、調査とかいかがでしょうか。

(事務局:佐藤事業課長)

現在、マスタープランの計画とは別に、随時工事を発注する段階にあたり、最新の工法を比較検討しまして、静清工水でも先ほどおっしゃったパイプインパイプの工法を取り入れています。工事の発注にあたり、最新の技術を採用してコスト低減を図っていくという対策をとっております。

(林委員)

ユーザーからの一つ要望なのですが、当初見込んでいた工事費が、最新の工法、あるいは、工法変更により、いくら安くなったのかを示していただくと、先ほどの議論に帰りますが、値上げが不可避な中で納得性が高まると思いますので、具体的な金額の提示も御検討いただけるようお願いします。

(事務局:佐藤事業課長)

企業局では、タスクフォースという取組を行っておりまして、工事において、いかにコストダウンを図ったかという検証を行っております。その中で、これからユーザーの皆様にもお示しできるような形で、表現できるものは表現していきたいと思います。一つの事例といたしましては、静清工業用水で、管路の布設替えをするにあたり、今はもう使われていない昭和の時代に作った導水トンネルがございました。導水トンネルの下をもう一回掘り起こして、鋼管を入れ直すという工法を一度は考えたのですが、それではやはりコストがかかるということで、昔の導水トンネルを使って、コストの安い塩ビ管を入れることを検討しました。鋼管よりも強度は劣るのですが、もともとのトンネルがございますので、それで強度が保てるというような検証ができました。こういうことで約2千万円コストの縮減を図るというような取組もやっております。

(林委員)

成果があれば、是非積極的に発信をしていただけるようお願いします。

(事務局:西谷理事)

今、林委員からお話がありましたように、新技術・新工法というものがどんどん出てきております。国でもそうですし、県でも新技術・新工法の認定というのもしていますので、そういう情報をいち早く捉えて、その中でもうちの工業用水にも使える技術というのを選択して、事例集みたいなものを作って、こういう工法でいくらコスト削減になるか、具体的な事例を挙げて、皆様にお示ししていきたいと考えております。

(田中会長)

管路を更新するときに、費用便益分析というのはされているのでしょうか。公共事業の 一部ではあっても、それは特段されないのでしょうか。

(事務局:佐藤事業課長)

事業の個別の工事という観点ではなくて、ある一定規模の事業としての事業評価をしまして、B/Cを算出して、1.0を超えるようなものにしております。

(田中会長)

その場合、その中には、新しい工法を使うものも入っていれば、そうではないものも混在してトータルでというような費用計算をされるのでしょうか。

(事務局:佐藤事業課長)

そうです。

(田中会長)

なかなか、ちょっと効果が目に見えなくなるのではないでしょうか。ですから、単純に考えたのは、費用便益分析で従来型のやり方とそうじゃない場合で二つのパターンを作って、どれくらい差が出るかによって、効果を一応定量的には見られるのかなと。

(事務局:佐藤事業課長)

今の費用便益分析ではそこまで細かいところまでは入ってはございません。概算事業費というイメージです。

(田中会長)

もしできるとしたら、コスト削減効果みたいなものを試算して、それを効果とする示し 方ですよね。

(事務局:佐藤事業課長)

そういうやり方で示すというのも可能ですが、今の工業用水の事業評価という点では、 まだそこまで踏み込んでいないです。

(田中会長)

そのあたりをなるべく説明という意味で、精緻というか、丁寧にやっていただきたいと 思います。

(事務局:佐藤事業課長)

事業評価につきましては、事前評価と中間評価と事後評価という評価の仕方がございま すので、事後評価のところでもう少し精緻にやるべきかと思います。

(田中会長)

そういった評価結果は公表されていますか。

(事務局:佐藤事業課長)

はい。県の評価委員会に諮りまして、審議していただき、公表されます。

(事務局:西谷理事)

今、静清工業用水の更新を平成32年までやっていますが、その中間評価を県の事業評価委員会にかけています。これは県のホームページでも公表しておりますので、もし関心があれば、御覧いただきたいと思います。

(田中会長)

そういったものも、プリントしてユーザーさんにお見せするなり、ぱっと見てお分かりになりづらいなら説明をしていただくなどをお願いします。

(事務局:西谷理事)

意見をホームページで募集しているのですが、それ以外にもユーザーさんの意見を個別 に聞いて、評価委員会にかけております。

(田中会長)

分かりました。他にいかがでしょうか。

(森谷委員)

二点ほどお伺いしたいのですが、「2 課題」のところに書いてあります、経産省の平成28年度当初予算の補助制度の導入検討と書いてある点です。たぶん改築補助金に加えて、更新耐震化に向けた新しい補助金制度を要求されているかどうかですが、そのあたりの情報や、規模的なものなど見込みがあれば、教えていただきたい。水道事業でもかなり国の補助金の予算の規模が半分になって、なかなか復活しないということで、要望しています。こういった補助制度ができれば、だいぶ変わってくるのかなという気がしますので、その辺の情報があればというのが一つ。

もう一点が、地下水の関係もそうですが、将来の水需要の想定、ユーザーさんに将来希望受水量の調査を実施しているとのことですが、我々も何社か聞いている中では、大まかにいって、恐らく右肩上がりに上がることはまず無く、今より増えることは無い。先ほど

おっしゃったように、努力すれば減らす方は減らせるというお話がありましたので、その 辺が分かる範囲で結構ですが、どういった解釈なのか。また、我々地下水の方もまた個別 にそういった需要量を把握して、地下水管理のあり方検討をやっていきたいと思うのです が、そういったときに本当は地下水の方を使うのと、工業用水の需要とトータルな形の中 での話も聞きたいなと思いますので、またその辺の情報がもしありましたら、分かる範囲 でお願いいたしたいと思います。

(事務局:佐藤事業課長)

経産省の補助金ですが、先ほど経営課長からも説明がありましたが、今までは長期の計画に基づいて、ある程度の期間で補助金を交付するというようなシステムでしたが、来年度以降、単年度で国土強靱化に資するものという観点で補助金を交付していく、という考え方に変わっております。経産省全体の予算規模については、平成27年で22億5千万円、平成28年の概算要求で22億9千万円ということで、予算規模では殆ど変わりなくて、中身が変わっていくという構成になっております。

工業用水の水需要についてのユーザーの感触ですが、先ほども企業努力で水の使い方を 節水していくというお話もありましたが、水需要は下がっていく感触を持っております。

(田中会長)

よろしいでしょうか。補助金は、あまり大したことなさそうという印象を受けたのですが、使うにしても、もし国土強靱化関係の名目であると、当初考えていたものよりスペックをちょっと高いものにしなくてはいけなくて、むしろ補助金もらうような事情にした方が費用がかかるという可能性はないでしょうか。管を厚くするとか、薄くするとかです。

(事務局:佐藤事業課長)

基本的に私どもが更新するときは、耐震化に対応した管の布設ということを更新事業で やっておりますので、スペックを上げるというようなことはございません。

(田中会長)

その心配はいらないということですね。他にいかがでしょうか。長谷川委員、企業立地 の観点からもし何かあればお願いします。

(長谷川委員)

お聞きしたかったのが、最後の老朽化対策のところで、企業局としてこれからこの後ずっと総延長373.9kmを維持してやっていくのでしょうか。

(事務局:佐藤事業課長)

現況としては、施設規模は、延長はそのままというように考えておりますが、例えば末端ユーザーが撤退されたりということで見直しが発生することはあると思います。

(長谷川委員)

分かりました。一般会計でという話で、繰出しとは少し違うかもしれないのですが、産業振興の観点で、水を利用する企業さんに対してどういう支援をしていくか、まだ全然財政課と話はしてないですが、少し考えました。工水が値上げになって、その分を補填するような支援策を創るのか、それよりも地下水を汲み上げるような施設整備事業、ハード事業に支援をするのか、それとも企業局として適正規模の範囲内で工業用地を造成して、そこに移転していただく所に支援するのか。値上げに対して補填をするということになると、いろいろと前提となるものを考えないといけないと、ということを思いました。感想になってしまって申し訳ないのですが。

(田中会長)

そこはまさに縦割りを廃して、部門間で調整をお願いしたいところです。今おっしゃったような選択肢もあり得るということですね。確かに事業ごとの独立採算ということを維持すると難しいという論理も出てくるということで、ユーザーサイド、もう少し現場の目線に立つと、そういう可能性もあります。そのあたりは、県民がそちらをより良いと考えるのであれば、ちょっと踏み出すというのも場合によってはあり得るのかなと思います。ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。

こちらも、古郡委員とユーザー企業様からの意見ありますでしょうか。

(事務局:横地経営課長代理)

御紹介いたします。古郡委員からは、

・老朽化・耐震対策もさることながら、いくつかの工業用水道において供給施設の規模・能力と実使用量との差が大きすぎる。率直に言って、現状施設の長寿命化を図ることがコスト的に有効かやや疑問。

工水ユーザーからの意見です。

- ・老朽化・耐震対策は有効と考える。
- ・実施中及び実施済の事業も現状ありきではなく、適切な規模・能力を反映した計画策 定、見直しの検討を希望する。
- ・実施にあたり対策場所、対策方法を十分検討して、コストアップにならない様に計画 的に確実に実施していただきたい。

以上でございます。

(田中会長)

いずれも、今後の管路の更新は、なるべく実態に合わせてほしいという趣旨だと思います。先ほどの長谷川委員の発言にも関連していると思いますので、このあたりはマスタープランにおいて、そのあたりの検討をお願いしたいと思います。

その他にいかがでしょうか。

あと、先ほどの補助金に関連して一点御質問ですが、経産省の補助金を期待したほど採れなかったとしても、もうそれは、採れる採れないにかかわらず、予定通り更新を進めていくという事でいいのか、あるいは、採れない場合は計画が後ろ倒しになるのか、そういう可能性があるのか教えてください。

(事務局:佐藤事業課長)

マスタープランの中では、基本的に補助金が入る場合と入らない場合の想定をやりまして、それで平準化を図って、どれくらいの期間でやれるか、というところも検討するような形となっております。

(田中会長)

分かりました。採れない場合も織込み済みということですね。

他にいかがでしょうか。

では3番目の議題はここまででよろしいでしょうか。ありがとうございました。若干時間がありますので、残りの時間で、本日全体を通して、御意見御質問ありましたら、お願いいたします。もちろん、以前の第1回、第2回の内容に関するものでも結構ですし、あるいは、今後取りまとめられる成果物に関することでも結構です。

古郡委員とユーザー企業様から、コメントが届いておりますので、御紹介いただけますでしょうか。

(事務局:横地経営課長代理)

古郡委員からですが、その他ということで、

- ・資源の有効活用と産業の持続的な発展に向けた総合的な対応を、静岡県の総力をもって進めていただきたい。
- ・短期的には、円安下における大幅な負担増に苦しむ県内製造業に対して、産業支援育 成策として、企業の水使用のコスト軽減につながる補助制度の施行をお願いしたい。

以下は、将来的な課題として、

- ・中長期的には、電力の自由化に伴うエネルギーの地産地消・地域 P P S 事業の着実な 推進により、ローコストのエネルギー利用体制が構築できれば、工水の電気使用料の 縮減につながることも期待される。
- ・現在、県が進めようとしているCNFに関わる研究機能の導入と産業集積が実現すれば、高い収益性を前提として、コスト問題はある程度解消するとの見方もできる。こうした新しい分野の産業創出や企業誘致の一層の推進を官民あげて取り組むことが望

まれる。

・あくまでも国の動向等諸条件が整った上であるが、現在、水資源保全の直接的な対象 でありながら既得権として低コストで利用されている地下水への課金も、将来の検討 課題にしていいように思う。その徴収額の一部を、資源保全に貢献している工業用水 道事業の固定費として参入するとしても不合理ではないと考える。

以上でございます。工水ユーザー企業からの意見ですが、

・使用者側にて処理工程を入れることなく、安心な水質で安定した水量を継続して供給 いただけるようにお願いしたい。

以上です。

(田中会長)

これは、色々な論点が入っているのですが、何か事務局の方でコメントいただけるものがあれば、よろしくお願いします。

(事務局:竹内経営課長)

まず、企業局として取り組んでいるものの一つとして、地域のPPSを使ってというような将来的な提案がありました。企業局は県庁全体の3分の1くらいの動力費を使っておりますので、動力費については非常に敏感にならなければいけない立場です。そういった意味で、動力の確保につきましては、例えば、夏場のピークカット契約を電力会社と結んで、夜のうちに貯水池にたくさん水を溜めることで昼間の動力を減らし割引をしてもらったり、あるいは、ポンプの運転自体をきめ細かく行うことで、消費電力を少なくするなど、そういったことをやっています。古郡委員の御意見の中にありましたように、PPSの方も当然使える部分につきましては、公募をかけて入札の上、一番安い業者と契約を結ぶ、ということに取り組んでおります。

それからCNFにつきましても、企業局は昨年初めてCNFについてのセミナーを開催し、今年度は経済産業部と一緒になって富士地域において、地元の製紙産業という現場があるところでもありますので、そういったところで新たな産業として、育成支援ができないか、一緒になって取り組んでおります。

最後に、工水ユーザーからの意見で、使用者側において処理工程を入れることなく工水を供給してほしい、という意見ですが、実はこのユーザー様から直接聞いております。非常に精密な作業工程で、非常にきれいな水を使いたいという話で、我々の水は皆様に送るために、一定程度の濁度まで落としてお送りしているのですが、その企業様の要望に応えるためには、非常に高価な設備を導入しないといけません。他のユーザー様はそこまでの濁りをとる必要はないということがありまして、全体の皆様の御意見を伺わないと、そういった事はできないですということは、以前から申し上げているところです。

(田中会長)

古郡委員の補助制度の話であるとか、地下水の話をされていますが、これは先ほどの話とも関連していると思います。ですから、単に工水利用料金とか契約だけで考えるのではなくて、色々な側面的なサポートとか制度を絡めるというのが、やはり視野に入ってくるという気がしました。

皆さんの方から何かあるでしょうか。

(森谷委員)

最後、地下水の課金の話がちょっと出ましたが、現状で申しますと、今国において水制度の改革があり、水循環基本計画が7月1日に閣議決定されました。今後、各主要な流域に沿って、流域ごとの水循環計画を作ることになります。その中で、地下水マネジメントというのも主になっている中で、地下水保全法案というのを検討していただいているのですが、なかなかその中でも、地下水保全涵養負担金の徴収というのがありまして、その辺が議論の種になって、まだ上程するまでにはいかない、ということで問題になっています。ただ、県によっては、県条例で課金をして水源保全に使っている、という事例はあります。ですから、国の法制度の動向を見ながら、その辺の検討をしていきたいというのが、一点

あります。そもそも、工業用水道ができた背景として、地下水障害から転換した、という話の中で、当初はやはり企業さん達の協議会の中で、水源転換金として、転換する企業の地下水と工水との差分を共同負担しようということで、やった経緯ではあります。そういった中で、協議会の中で合意形成が図られるように、ちょうど、私たち地下水の方でも今あり方検討会をやっておりますので、工業用水の契約で空いている量を、地下水から転換できたら、もう少し地下水位があがって健全化できますというような目に見えるような資料を作ったりして、どの辺まで協調してできるか、という議論を深めようと思っておりますので、また情報共有をお願いしたいと思います。

(田中会長)

是非お願いします。他にはいかがでしょうか。

(事務局:天野次長)

先ほどの林委員の話の中で、日軽金さんが新しい設備を導入するときには、新しい工法、新しい技術、ランニングコスト含めて、採算に合うのかというところを、きっちり検証し導入を図っているというお話がございました。そのような取組を企業局もやっているのなら、ユーザーに示してほしい、というお話がありました。今までは、工事を発注するときそうしたチェックを行ってきました。しかし、工事が終わった後、検査監が現場を回って、もう少しこういう検討ができたかもしれない、という場合があります。中堅クラスの優秀な技術職員が、本庁にも出先にもそれぞれおりますので、比較的大きな工事をやるときに、新技術、新工法など別の工法でもっと安くあげられないか、というのを事前にやれないかと。つまり、後から検査して「もっとこうやれたかも」というのではなくて、その前により効率的な工法等が検討できないかということで、今、事業課の課長代理が中心となってタスクフォースの中で取り組んでいます。ただいまの説明にありました工法見直しによる2千万円の経費節減も、そういった作業の中から生まれてきているものでございます。民間的な発想を企業局の中にもっと入れていこうということで、今、工事にかかる前の採算や新しい工法の検討を、技術陣が取り組んでくれているところでございます。

それから、古郡委員の意見にありましたCNF(セルロースナノファイバー)ですが、 製紙産業が落ち込んでいる中で、この新しい素材に着目して、産業として新しい芽を興そ うということで、昨年度、企業局がその振興に取り掛かりました。これは、製紙の町を復 活させようということです。CNFは、ポスト炭素繊維と呼ばれる新素材で、単に紙だけ ではなくて、さらに自動車部品とか化粧品だとか、広い用途開発が考えられております。 今年度は、単なるイベントではなく、企業に効果が直結するような取組をしていこうと考 えているところでございます。

それからもう一つ、電力の話がございました。電力は今課長が説明しましたように、新電力から導入も考えております。家庭用電力の自由化がいよいよ来年から始まるということで、各企業の動きは、例えばソフトバンクやパナソニックが、買取価格よりも太陽光発電による電気を1円安く買い取るというようなことなどに現れているように、大変活発な動きが出てきています。この点について、今の企業局の動力施設の運用面やシステムをもう1回見直すとともに、こうした大きな動きに合わせて、電力調達そのものを見直してみようと考えております。大きな事業所の電力改革は既に2000年に実施されています。そこで自由化がなされて、新電力からも調達ができるようになっています。家庭用電力の自由化は、大きな電力を使っているところは関係ないというように見過ごすのではなくて、むしろ民間の動きを注視しつつ、この調達改革を今年度もう1回検討しているところです。民間では当たり前のことだと思いますけども、そういった取組も今企業局の中で進めていることを、最後に付け加えさせていただきたいと思います。

(田中会長)

是非そういった多面的な取組を、積極的に進めていただきたいと思います。

ほぼ、予定の時間になりつつあるのですが、最後にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。概ね意見も出尽くしたということで、これで審議を終了したいと思います。ありが

とうございました。

閉会あいさつ 増井企業局長

今日は長時間にわたり御議論いただき、誠にありがとうございました。今日掲げた課題は、いずれも難しい課題ばかりでありますが、私ども企業局と、ユーザー企業の皆様と、知恵を出し合ってより良い方向に進んでいかなければいけないと痛感しました。それとともに、ユーザーの皆様に対しましては、しっかりと、丁寧に、真摯な説明を、絶えず心掛けなければいけないと感じた次第です。引き続き、肝に銘じてしっかりやっていきたいと思っております。

また最後に田中会長から、縦割りを廃して、ユーザーサイド、現場サイドに立った支援策というのを考えてほしい、という御意見もございました。企業局の立場の枠を超えた、全庁的な取組を考えていくべきではないかと理解しました。企業局は地方公営企業として独立採算の中で経営しておりますが、県庁の中の一組織でもございますので、部局横断的に、他の部局とも一緒になって、色々な仕組みができないか、知恵を出していきたいと思います。やはり、前提となりますのは、工水というのが公共財であるということを、もっと幅広くお示ししていかなければいけないと痛感しており、あり方検討会での議論と合わせて、外に向けても発信する努力をしていかなければいけないと感じた次第でございます。今日は、長時間にわたり、本当にありがとうございました。